

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	48 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	47 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの期間及び52年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで
② 昭和52年1月から同年3月まで

私の国民年金保険料納付記録について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間が未納であるとの回答をもらった。

昭和47年4月からは国民年金保険料を欠かさずに納付した。A市役所の窓口で納付することが多かったが、納付が遅れたため集金人に納付したことも数回あったと記憶している。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は合わせて6か月と短期間であるとともに、申立人は昭和47年以降、申立期間を除く国民年金加入期間（372月）について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、自宅に集金に来たA市の職員に納付したとしているが、申立期間当時、A市では戸別訪問して未納保険料の徴収を行う者が配置されていたことが確認され、申立人の主張と一致するとともに、申立人の主張する受領書の形状にも不自然な点はみられない。

さらに、申立期間の前後において、申立人の住居及び職業等に大きな変化はみられず、申立期間のみ未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、昭和 62 年 4 月から平成元年 12 月までの期間は 28 万円、2 年 1 月から 6 年 1 月までの期間については 26 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、昭和 62 年 4 月から平成 6 年 1 月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月 1 日から平成 6 年 2 月 1 日まで
A 社に勤務していた昭和 62 年 4 月から平成 6 年 1 月までの給与から控除された保険料額に相当する標準報酬月額と年金記録上の標準報酬月額とが相違している。給料支払明細書があるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、昭和 62 年 4 月から平成元年 10 月までの期間及び同年 12 月は 28 万円、2 年 1 月から 5 年 8 月までの期間は 26 万円とすることが妥当である。

また、平成元年 11 月及び 5 年 9 月から 6 年 1 月までの期間については、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたか否かを確認できる資料は無いが、当該期間前後の給料支払明細書において確認できる厚生

年金保険料控除額から、当該期間のうち、平成元年11月は28万円、5年9月から6年1月までの期間は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が昭和62年4月から平成6年1月までの全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、船舶所有者A事業所は、申立人が昭和29年5月1日に船員保険被保険者の資格を取得し、30年8月31日に喪失した旨の届出を、同年8月31日に船員保険被保険者の資格を取得し、32年9月3日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、船舶所有者B事業所（現在は、C事業所）は、申立人が昭和32年9月3日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年11月10日に喪失した旨の届出を、33年10月15日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年12月5日に喪失した旨の届出を、34年8月25日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年11月30日に喪失した旨の届出を、同年12月6日に船員保険被保険者の資格を取得し、35年2月10日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額は、昭和29年5月から30年7月までの期間は5,000円、同年8月から同年12月までの期間は7,000円、31年1月から同年3月までの期間は8,000円、同年4月から32年8月までの期間は7,000円、同年9月から同年10月までの期間は9,000円、33年10月から同年11月までの期間は1万2,000円、34年8月から同年10月までの期間は9,000円及び同年12月から35年1月までの期間は1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月30日から32年9月3日まで
② 昭和32年9月3日から同年11月20日まで
③ 昭和33年4月15日から同年7月1日まで
④ 昭和33年10月15日から同年12月5日まで

- ⑤ 昭和 33 年 12 月 22 日から 34 年 3 月 27 日まで
- ⑥ 昭和 34 年 4 月 23 日から同年 5 月 3 日まで
- ⑦ 昭和 34 年 8 月 25 日から同年 11 月 30 日まで
- ⑧ 昭和 34 年 12 月 1 日から 35 年 2 月 10 日まで

申立期間①は、A事業所所有の船舶Dに乗船した期間、申立期間②、③及び④は、B事業所に雇用され、②と③は船舶Eに、④は船舶Fに乗船した期間、申立期間⑤は、G事業所所有の船舶Hに乗船した期間、申立期間⑥、⑦及び⑧はB事業所に雇用され、⑥及び⑦は船舶Fに、⑧は船舶Iに乗船した期間である。

いずれも甲板員として乗船しており、船員手帳に記載されている雇入期間のとおり、各申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人が所持する船員手帳には、当該期間、A事業所を船舶所有者とする船舶Dでの雇入公認印が押されていることから、申立人は船舶Dに乗船していたことが認められるところ、船舶所有者A事業所の船員保険被保険者名簿によると、申立人と同一姓同音名（昭和14年生まれ）の者が昭和29年5月1日に船員保険の被保険者資格を取得し、30年8月31日に被保険者資格を喪失していること、及び同年8月31日に被保険者資格を取得し、32年9月3日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。当該被保険者記録について、日本年金機構では、「申立人とは生年月日等が相違しており、未統合記録である。」としているが、i) 申立人と同一姓同音名の者については、他の船舶所有者における船員保険被保険者名簿において、申立人と同一姓同音名の者の氏名で記載されている被保険者記録が既に申立人の被保険者記録とされていることが確認できること、ii) 当該船舶の同僚のうち一人は、「船舶Dでは、申立人は新人の乗組員で、飯炊きをしていたことをよく覚えている。申立人と同一姓同音名の者は一人しかいなかった。」と述べていること、iii) オンライン記録において、申立人と同一姓同音名で昭和14年生まれの者は認められないことから、申立人と同一姓同音名と表記された氏名に係る被保険者記録は、申立人の被保険者記録であると考えられる。

また、当該船員手帳に記載されている船長は、昭和29年5月1日から30年8月31日までの期間及び同年8月31日から33年2月28日までの期間、船舶所有者A事業所の被保険者となっていることが確認できる。

これらの事情から判断すると、船舶所有者A事業所は、申立人が昭和

29年5月1日に船員保険の被保険者資格を取得し、30年8月31日に被保険者資格を喪失した旨の届出を、同年8月31日に被保険者資格を取得し、32年9月3日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、船舶所有者A事業所の船員保険被保険者名簿における申立人と同一姓同音名の者の記録から、昭和29年5月から30年7月までの期間は5,000円、同年8月から同年12月までの期間は7,000円、31年1月から同年3月までの期間は8,000円、同年4月から32年8月までの期間は7,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人が所持する船員手帳には、当該期間を含む昭和32年9月7日から33年3月29日までの期間、J事業所を船舶所有者とする船舶Eでの雇入公認印が押されていることから、申立人は船舶Eに乗船していたことが認められ、32年11月20日から33年3月31日までの期間については、船舶所有者B事業所で船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。当該船舶所有者の船員保険被保険者名簿によると、申立人と同姓同名（昭和14年生まれ）の者が、32年9月3日に船員保険の被保険者資格を取得し、同年11月10日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。当該被保険者記録について、日本年金機構では、「申立人とは生年月日が相違しており、未統合記録である。」としているが、i) 当該船舶の同僚のうちの一人名は、「船舶Eには申立人と同一姓同音名の者は一人しかいなかった。」と述べていること、ii) オンライン記録において、申立人と同一姓同音名で昭和14年生まれの者は認められないことから、当該被保険者記録は、申立人の被保険者記録であると考えられる。

また、当該船員手帳に記載されている船長は、昭和32年8月5日から同年11月10日までの期間、船舶所有者B事業所の被保険者となっていることが確認できる。

これらの事情から判断すると、船舶所有者B事業所は、申立人が昭和32年9月3日に船員保険の被保険者資格を取得し、同年11月10日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、船舶所有者B事業所の船員保険被保険者名簿の申立人の記録から、9,000円とすることが妥当である。

申立期間④について、申立人が所持する船員手帳には、当該期間を含む昭和33年9月8日から同年12月4日までの期間、K事業所を船舶所有者とする船舶Fでの雇入公認印が押されていることから、申立人は船

船Fに乗船していたことが認められる。この乗船期間のうち、同年9月8日から同年10月15日までの期間については、船舶所有者B事業所で船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。当該船舶所有者の船員保険被保険者名簿によると、申立人と同姓同名（昭和14年生まれ）の者が、同年10月15日に船員保険の被保険者資格を取得し、同年12月5日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。当該被保険者記録について、日本年金機構では、「申立人とは生年月日が相違しており、未統合記録である。」としているが、i) 当該船舶の同僚のうち一人は、「船舶Fに乗船した際、申立人に厳しく指導されたことをよく覚えている。申立人と同一姓同音名の者は一人しかいなかった。」と述べていること、ii) オンライン記録において、申立人と同一姓同音名で昭和14年生まれの者は認められないことから、当該被保険者記録は、申立人の被保険者記録であると考えられる。

また、当該船員手帳に記載されている船長は、昭和32年11月20日から33年12月5日までの期間、船舶所有者B事業所の被保険者となっていることが確認できる。

これらの事情から判断すると、船舶所有者B事業所は、申立人が昭和33年10月15日に船員保険の被保険者資格を取得し、同年12月5日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間④の標準報酬月額については、船員保険被保険者名簿の申立人の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

申立期間⑦について、申立人が所持する船員手帳には、昭和34年8月25日から同年11月27日まで、K事業所を船舶所有者とする船舶Fでの雇入公認印が押されていることから、申立人が船舶Fに乗船していたことが認められ、当該船員手帳に記載されている船長は、昭和34年8月25日から同年12月20日までの期間、船舶所有者B事業所の被保険者となっていることが確認できる。当該船舶所有者の船員保険被保険者名簿によると、申立人と同一姓同音名（昭和14年生まれ）の者が、34年8月25日に船員保険の被保険者資格を取得し、同年11月30日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。当該被保険者記録について、日本年金機構では、「申立人とは生年月日等が相違しており、未統合記録である。」としているが、i) 当該船舶の同僚のうち一人は、「船舶Fには申立人と同一姓同音名の者は一人しかいなかった。」と述べていること、ii) オンライン記録において、申立人と同一姓同音名で昭和14年生まれの者は認められないことから、当該被保険者記録は、申立人の被保険者記録であると考えられる。

これらの事情から判断すると、船舶所有者B事業所は、申立人が昭和

34年8月25日に船員保険の被保険者資格を取得し、同年11月30日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間⑦の標準報酬月額については、船舶所有者B事業所の船員保険被保険者名簿の申立人と同一姓同音名の者の記録から、9,000円とすることが妥当である。

申立期間⑧について、申立人が所持する船員手帳には、昭和34年12月1日から35年2月4日までの期間、B事業所を船舶所有者とする船舶Iでの雇入公認印が押されていることから、申立人が船舶Iに乗船していたことが認められ、当該船員手帳に記載されている船長は、32年1月15日から37年1月31日までの期間、船舶所有者B事業所の被保険者となっていることが確認できる。当該船舶所有者の船員保険被保険者名簿によると、申立人と同姓同名（昭和14年生まれ）の者が、34年12月6日に船員保険の被保険者資格を取得し、35年2月10日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。当該被保険者記録について、日本年金機構では、「申立人とは生年月日が相違しており、未統合記録である。」としているが、オンライン記録において、申立人と同一姓同音名で昭和14年生まれの者は認められないことから、当該被保険者記録は、申立人の被保険者記録であると考えられる。

これらの事情から判断すると、船舶所有者B事業所は、申立人が昭和34年12月6日に船員保険の被保険者資格を取得し、35年2月10日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間⑧の標準報酬月額については、船員保険被保険者名簿の申立人の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立期間③について、申立人が所持する船員手帳には、当該期間を含む昭和33年4月15日から同年8月26日までの期間、J事業所を船舶所有者とする船舶Eでの雇入公認印が押されていることから、申立人が船舶Eに乗船していたことが認められる。この乗船期間のうち、同年7月1日から同年8月26日までの期間については、船舶所有者B事業所で船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該船員手帳に記載されている船長は、32年11月20日から33年12月5日までの期間、船舶所有者B事業所の被保険者となっていることが確認できることから、申立期間③においても、申立人について、B事業所と事実上の雇用関係があったものと推認できる。

しかし、C事業所では、申立期間③当時の関係資料が無く、当該期間当時の雇用関係等は不明であるとしており、申立人の船員保険料の控除等について確認することができない。

また、当該船舶の同僚は、「申立期間③当時、申立人とは船舶Eで一緒に乗船していたが、具体的な乗船期間は不明である。」としており、保険料控除等の具体的な証言を得ることができなかった。

さらに、船舶Eの船長は、「船舶Eの乗組員は15人程度であった。」としているものの、乗組員の氏名の記憶は定かではなく、B事業所の船員保険被保険者名簿からは全乗組員の被保険者資格の取得状況を確認できなかった。

加えて、当該被保険者名簿において、申立期間③を含む前後の被保険者証記号番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない上、申立人と同姓同名の者及び同一姓同音名の者も確認できなかった。

申立期間⑤について、申立人が所持する船員手帳には、当該期間、G事業所を船舶所有者とする船舶Hでの雇入公認印が押されていることから、申立人が船舶Hに乗船していたことが認められる。

しかし、船員手帳に記載された船長は、申立人を記憶していないため、申立人の乗船期間等を確認することができない上、当該船長の船員保険の被保険者記録をみると、申立期間⑤において当該船舶所有者における被保険者記録は確認できない。

また、申立人と同様に雇入期間が申立期間⑤である旨の記載がある船員手帳を所持している同僚の船員保険の被保険者記録をみると、申立期間⑤において当該船舶所有者における被保険者記録は確認できない。

さらに、申立てに係る船舶所有者は既に亡くなっており、申立期間⑤当時の保険料控除等について確認することができない。

加えて、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間⑤を含む前後の被保険者証記号番号に欠番は無く、申立人、船長及び同僚の氏名並びに申立人と同姓同名の者及び同一姓同音名の者は見当たらず、不自然な訂正箇所も無い。

申立期間⑥について、申立人が所持する船員手帳には、申立期間を含む昭和34年4月23日から同年5月12日までの期間、B事業所を船舶所有者とする船舶Fでの雇入公認印が押されていることから、申立人が船舶Fに乗船していたことが認められる。

しかし、当該船員手帳に記載された船長の船員手帳にも申立人と同一の内容の記載が確認できるが、船長の船員保険の被保険者記録をみると、当該期間において当該船舶所有者における被保険者記録は確認できない。

また、申立人と同様に雇入期間が申立期間⑥である旨の記載がある船員手帳を所持している同僚の船員保険の被保険者記録をみると、当該期間において当該船舶所有者における被保険者記録は確認できない。

さらに、C事業所では、申立期間⑥当時の関係資料が無く、当該期間当時の雇用関係等は不明であるとしており、申立人の船員保険料の控除

等について確認することができない。

加えて、B事業所の船員保険被保険者名簿において、申立期間⑥を含む前後の被保険者証記号番号に欠番は無く、申立人、船長及び同僚の氏名並びに申立人と同姓同名の者及び同一姓同音名の者は見当たらず、不自然な訂正箇所も無い。

このほか、申立人が申立期間③、⑤及び⑥において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間③、⑤及び⑥に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成18年12月19日の標準賞与額に係る記録を111万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月19日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成18年分の賃金台帳により、申立人は、同年12月19日において、111万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年6月8日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成18年12月19日の標準賞与額に係る記録を105万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月19日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成18年分の賃金台帳により、申立人は、同年12月19日において、105万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年6月8日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成18年12月19日の標準賞与額に係る記録を51万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月19日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成18年分の賃金台帳により、申立人は、同年12月19日において、51万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年6月8日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成18年12月19日の標準賞与額に係る記録を80万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月19日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成18年分の賃金台帳により、申立人は、同年12月19日において、80万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年6月8日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成18年12月19日の標準賞与額に係る記録を84万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月19日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成18年分の賃金台帳により、申立人は、同年12月19日において、84万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年6月8日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成18年12月19日の標準賞与額に係る記録を82万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月19日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成18年分の賃金台帳により、申立人は、同年12月19日において、82万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年6月8日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成18年12月19日の標準賞与額に係る記録を53万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月19日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成18年分の賃金台帳により、申立人は、同年12月19日において、53万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年6月8日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成18年12月19日の標準賞与額に係る記録を53万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年12月19日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成18年分の賃金台帳により、申立人は、同年12月19日において、53万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年6月8日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成18年12月19日の標準賞与額に係る記録を51万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月19日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成18年分の賃金台帳により、申立人は、同年12月19日において、51万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年6月8日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成18年12月19日の標準賞与額に係る記録を51万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月19日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成18年分の賃金台帳により、申立人は、同年12月19日において、51万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年6月8日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成18年12月19日の標準賞与額に係る記録を47万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月19日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成18年分の賃金台帳により、申立人は、同年12月19日において、47万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年6月8日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成18年12月19日の標準賞与額に係る記録を78万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月19日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成18年分の賃金台帳により、申立人は、同年12月19日において、78万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年6月8日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成18年12月19日の標準賞与額に係る記録を31万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年12月19日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成18年分の賃金台帳により、申立人は、同年12月19日において、31万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年6月8日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成18年12月19日の標準賞与額に係る記録を69万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月19日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成18年分の賃金台帳により、申立人は、同年12月19日において、69万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年6月8日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成18年12月19日の標準賞与額に係る記録を58万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月19日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成18年分の賃金台帳により、申立人は、同年12月19日において、58万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年6月8日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成18年12月19日の標準賞与額に係る記録を46万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月19日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成18年分の賃金台帳により、申立人は、同年12月19日において、46万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年6月8日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成18年12月19日の標準賞与額に係る記録を42万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月19日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成18年分の賃金台帳により、申立人は、同年12月19日において、42万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年6月8日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成18年12月19日の標準賞与額に係る記録を57万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月19日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成18年分の賃金台帳により、申立人は、同年12月19日において、57万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年6月8日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成18年12月19日の標準賞与額に係る記録を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月19日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成18年分の賃金台帳により、申立人は、同年12月19日において、9万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年6月8日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成18年12月19日の標準賞与額に係る記録を53万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月19日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成18年分の賃金台帳により、申立人は、同年12月19日において、53万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年6月8日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成18年12月19日の標準賞与額に係る記録を54万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月19日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成18年分の賃金台帳により、申立人は、同年12月19日において、54万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年6月8日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成18年12月19日の標準賞与額に係る記録を51万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月19日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成18年分の賃金台帳により、申立人は、同年12月19日において、51万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年6月8日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成18年12月19日の標準賞与額に係る記録を45万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月19日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成18年分の賃金台帳により、申立人は、同年12月19日において、45万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年6月8日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成18年12月19日の標準賞与額に係る記録を43万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月19日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成18年分の賃金台帳により、申立人は、同年12月19日において、43万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年6月8日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成18年12月19日の標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月19日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成18年分の賃金台帳により、申立人は、同年12月19日において、50万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年6月8日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成18年12月19日の標準賞与額に係る記録を48万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月19日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成18年分の賃金台帳により、申立人は、同年12月19日において、48万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年6月8日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成18年12月19日の標準賞与額に係る記録を46万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月19日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成18年分の賃金台帳により、申立人は、同年12月19日において、46万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年6月8日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成18年12月19日の標準賞与額に係る記録を53万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月19日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成18年分の賃金台帳により、申立人は、同年12月19日において、53万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年6月8日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成18年12月19日の標準賞与額に係る記録を53万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月19日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成18年分の賃金台帳により、申立人は、同年12月19日において、53万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年6月8日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成18年12月19日の標準賞与額に係る記録を48万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月19日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成18年分の賃金台帳により、申立人は、同年12月19日において、48万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年6月8日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成18年12月19日の標準賞与額に係る記録を46万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月19日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成18年分の賃金台帳により、申立人は、同年12月19日において、46万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年6月8日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成18年12月19日の標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月19日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成18年分の賃金台帳により、申立人は、同年12月19日において、50万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年6月8日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成18年12月19日の標準賞与額に係る記録を36万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和62年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月19日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成18年分の賃金台帳により、申立人は、同年12月19日において、36万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年6月8日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成18年12月19日の標準賞与額に係る記録を43万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月19日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成18年分の賃金台帳により、申立人は、同年12月19日において、43万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年6月8日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成18年12月19日の標準賞与額に係る記録を49万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月19日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成18年分の賃金台帳により、申立人は、同年12月19日において、49万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年6月8日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成18年12月19日の標準賞与額に係る記録を50万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月19日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成18年分の賃金台帳により、申立人は、同年12月19日において、50万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年6月8日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成18年12月19日の標準賞与額に係る記録を43万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月19日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成18年分の賃金台帳により、申立人は、同年12月19日において、43万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年6月8日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成18年12月19日の標準賞与額に係る記録を31万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和62年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月19日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成18年分の賃金台帳により、申立人は、同年12月19日において、31万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年6月8日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成18年12月19日の標準賞与額に係る記録を42万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月19日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成18年分の賃金台帳により、申立人は、同年12月19日において、42万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年6月8日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成18年12月19日の標準賞与額に係る記録を47万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月19日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成18年分の賃金台帳により、申立人は、同年12月19日において、47万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年6月8日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成18年12月19日の標準賞与額に係る記録を42万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月19日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成18年分の賃金台帳により、申立人は、同年12月19日において、42万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年6月8日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成18年12月19日の標準賞与額に係る記録を47万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月19日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成18年分の賃金台帳により、申立人は、同年12月19日において、47万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年6月8日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成18年12月19日の標準賞与額に係る記録を40万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月19日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成18年分の賃金台帳により、申立人は、同年12月19日において、40万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年6月8日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成18年12月19日の標準賞与額に係る記録を39万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月19日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成18年分の賃金台帳により、申立人は、同年12月19日において、39万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年6月8日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成18年12月19日の標準賞与額に係る記録を40万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月19日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成18年分の賃金台帳により、申立人は、同年12月19日において、40万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年6月8日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から37年3月まで

申立期間当時は農業に従事していた。兄弟も7人いたが、父が家族全員の国民年金保険料を農協で納付していたと聞いていたので、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳は、A町で昭和39年12月26日に発行されており、国民年金手帳記号払出簿においても同日に申立人に係る手帳記号番号が払い出されていることから、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点において申立期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間となる。

また、申立期間は、特例納付が可能な期間であるが、申立人及びその夫のいずれも、保険料を特例納付したことは無いとしている。

さらに、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していたとする申立人の父は、既に死亡しており加入手続等の状況は確認できず不明である。

加えて、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から平成6年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から平成6年11月まで
昭和57年1月に会社を辞めた後に、国民年金保険料の納付督促を受けて、1年分20万円を2回か3回納付した記憶があるので、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年1月に会社を辞めた後に国民年金に加入したと主張しているが、オンライン記録によると、申立人の公的年金の加入記録は厚生年金保険だけである上、A市において、申立人に係る国民年金被保険者名簿は確認できず、ほかに国民年金に加入していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料の納付督促を受けて、1年分20万円を2回か3回納付したと主張しているところ、この納付したとする金額は、当時の保険料額と大きく異なる上、納付したとする時期についての記憶は定かでなく、未加入として記録されている期間を申立期間としたと述べているなど、申立人の納付状況等の記憶は曖昧である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月

私は、平成2年6月に会社を退職して、A市B区役所で国民年金への加入手続を初めて行った。その後、短期間であっても厚生年金保険から国民年金への加入手続を忘れずに行っている。

申立期間だけが未納となっているが、国民年金に加入しながら国民年金保険料を納付しなかったとは考えられないので、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年6月に会社を退職して、A市B区役所で国民年金への加入手続を初めて行ったと主張しているが、同市の国民年金被保険者名簿（電子データ）では、同年6月26日の資格取得の処理が、同年7月1日の資格喪失及び11年4月1日の資格再取得の処理と合わせて、同年4月6日に行われていることが確認できる。

また、申立人が所持する年金手帳には、国民年金手帳記号番号及び初めて被保険者となった日が空欄となっており、平成9年1月の基礎年金番号の導入以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から40年3月まで

昭和38年ごろに、A市から国民年金の加入案内はがきが自宅に届いたので、同市B出張所に出向き、加入手続と国民年金保険料を納付した記憶がある。

私が結婚した昭和38年7月から付けている家計簿の同年9月10日のページに国民年金500円の記載と、同年9月12日のページに国民年金不足分400円の記載があるので、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、オンライン記録では申立人の国民年金被保険者資格の取得年月日は44年3月1日となっており、これは、A市の国民年金被保険者名簿（紙台帳）及び申立人の所持する国民年金手帳の資格取得欄の記録と一致することから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である上、このほかに、申立人に対し国民年金保険料を納付可能な別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、その所持する家計簿の昭和38年9月のページに、「9月10日 国民年金500円」、「9月12日 国民年金不足分400円」と記載されていることから、申立期間の国民年金保険料を納付していたと申し立てしているところ、申立人が38年7月に婚姻してから44年3月に国民年金被保険者資格を取得するまでの間に、当該記載以外に国民年金保険料の納付に関する記載は無い。一方、申立人の夫の国民年金手帳をみると、

昭和 38 年度国民年金印紙検認記録欄の 4 月から 12 月までに、それぞれ「検認 38. 9. 10 A 市」の丸印が押されていることが確認できることから、当時の国民年金保険料は月 100 円であったことから、当該期間（9 か月）の保険料は、当該家計簿に記載されている国民年金に係る合計額 900 円と一致する。

さらに、申立人の夫は、昭和 38 年 2 月から 44 年 3 月まで厚生年金保険に加入しており、国民年金手帳の記録では、38 年 9 月 10 日に納付した 900 円の国民年金保険料が 41 年 2 月 10 日に還付されていることが確認できる。

これらを踏まえると、当該家計簿の昭和 38 年 9 月のページに記載された 900 円の保険料は、申立人の夫の国民年金保険料として、同年 9 月 10 日に納付した保険料であると考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 8 月 28 日から 39 年 3 月 18 日まで
② 昭和 39 年 12 月 1 日から 41 年 2 月 16 日まで

私は、申立期間①について、A社（その後、B社）に昭和 39 年 3 月ごろまで勤務していたが、厚生年金保険の資格喪失日が 38 年 8 月 28 日となっているので確認してほしい。

申立期間②について、C社（現在は、D社）に昭和 41 年 2 月ごろまで勤務していたが、厚生年金保険の資格喪失日が 39 年 12 月 1 日となっているので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間当時の記憶が曖昧であり元同僚等の名前も覚えていないため、当時の状況についての証言を得ることができず、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、A社は、申立期間①当時厚生年金保険の適用事業所であったが、登記簿謄本によると平成 16 年に閉鎖されており、当時の状況について確認することができない。

さらに、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票とオンライン記録において、資格取得日及び喪失日は一致しており、申立期間前後の健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人は、当該事業所のE営業所からF営業所に転勤したとしていることから、F営業所の管轄社会保険事務所（当時）に照会したところ、「当所管内では、A社F営業所名での適用事業所は確認できない。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、C社に係る雇用保険の加入記録は見当たらないところ、当該期間と一部重複する昭和40年9月1日から42年6月5日まで、G事業所での雇用保険の加入記録が確認でき、申立人も、期間については不明であるが、H市でのG事業所における勤務を認めている。

しかし、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、申立期間②当時、C社は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるが、後継事業所であるD社に照会したところ、「当時はI支店で社会保険の得喪業務を行っていたが、申立てを確認できる資料が見付からない状況である。」と回答している上、申立人は元同僚等の名前を記憶していないため、当時の状況についての証言を得ることができず、申立人の勤務期間を特定することができない。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票とオンライン記録において、申立人の資格取得日及び喪失日は一致している上、申立人は、入社後1か月ほどで同社I支店から同社J営業所に転勤したとしていることから、J営業所の管轄社会保険事務所（当時）に照会したところ、「当所管内ではC社J営業所名での適用事業所は確認できない。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年5月26日から同年10月20日まで
② 昭和28年12月28日から29年4月28日まで
③ 昭和36年2月11日から同年4月17日まで

申立期間について、社会保険事務所（当時）から船員保険の加入記録が見当たらないとの回答をもらった。

申立期間①はA氏が所有する船舶Bに乗船した期間、申立期間②はC事業所（現在は、D事業所）が所有する船舶Eに乗船した期間、申立期間③はF氏が所有する船舶Gに乗船した期間である。

船員手帳に記載されている雇入期間のとおり、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人が所持する船員手帳により、申立てに係る各船舶に甲板員として乗っていたことが推認できる。

しかし、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法に基づく労働契約の公認制度であり、当該期間当時は船員保険の加入が雇入れの必須条件とはなっておらず、船員手帳の雇入期間と船員保険の加入期間は必ずしも一致するものではなかった。

申立期間①について、船舶所有者A氏は昭和28年4月20日に船舶所有者ではなくなっており、船員保険の適用を受けていなかったことが確認できる。

また、船員手帳に記載されている船長及び申立人が記憶する同僚は、船員保険被保険者名簿に氏名は見当たらず、オンライン記録においても特定することができないことから、申立期間①当時の証言を得ることができな

い。

さらに、船舶所有者A氏は既に亡くなっていることから、申立期間①当時の申立人の船員保険料控除等を確認することができない。

申立期間②について、船員手帳に記載されている船長及び申立人が記憶する同僚1名からは、申立人の乗船期間及び船員保険料控除等に関する具体的な証言は得られなかった上、ほかに申立人が記憶する同僚2名は既に亡くなっており、当該期間当時の証言を得ることができない。

また、D事業所では、「昭和39年4月に法人に改組しており、それ以前の個人時代の記録は確認できない。」としていることから、申立期間②当時の船員保険料控除等を確認することができない。

さらに、船舶所有者C事業所の船員保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日及び喪失日はオンライン記録と一致している上、これ以外に申立人の氏名は確認できず、申立期間②を含む前後の被保険者証記号番号に欠番は無く、不自然な訂正箇所も無い。

申立期間③について、申立人が記憶する同僚1名が所持する船員手帳には申立人と同様に雇入期間が申立期間③である旨の記載があるが、当該同僚の船員保険被保険者記録をみると、当該期間において船舶所有者F氏における被保険者記録は確認できない。

また、申立期間③当時に当該船舶所有者において被保険者記録が確認できる複数の者に照会を行ったが、申立人の乗船期間及び船員保険料控除等の具体的な証言は得られなかった上、申立人の船員手帳に記載されている船長は、オンライン記録において特定することができないことから、当該期間当時の証言を得ることができない。

さらに、船舶所有者F氏は既に亡くなっており、申立期間③当時の申立人の保険料控除等を確認することができない。

加えて、当該船舶所有者の船員保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日及び喪失日はオンライン記録と一致している上、これ以外に申立人の氏名は確認できず、申立期間③を含む前後の被保険者証記号番号に欠番は無く、不自然な訂正箇所も無い。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月ごろから 37 年 7 月ごろまで
私が勤務していた A 社における厚生年金保険加入期間を照会したところ、昭和 34 年 8 月 20 日から同年 10 月 10 日までの 2 か月間の記録が判明したのみで、申立期間の加入記録は無いとの回答があった。

しかし、当時の生活から考えると、申立期間当時無職というのにはあり得ないことなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、約 2 年間、A 社で勤務していたと主張しているものの、具体的な勤務期間、同僚及び給与等に関する記憶が明確ではないため、申立期間当時の勤務状況が不明である。

また、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険加入記録がある者 5 人に照会したが、申立人の勤務に関する具体的な証言は得られなかった。

さらに、当該事業所では、当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 5 月 31 日から同年 11 月ごろまで

私は、昭和 53 年 5 月から同年 11 月ごろまで、A事業所が所有する船舶Bに乗船したが、社会保険事務所（当時）に船員保険の加入記録を照会したところ、加入しているのは同年 5 月 1 日から同年 5 月 31 日までであり、申立期間は未加入との回答であった。

半年ほど乗船したことは間違いないので、申立期間を船員保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の理事2人の証言によれば、申立人が乗船したとする船舶Bは同事業所が所有する船舶ではなく、C事業所が所有する船舶であり、同事業所に係る船舶所有者別被保険者名簿を調査したところ、申立人が昭和 49 年 5 月 10 日から同年 11 月 30 日まで、船員保険に加入していることが確認できる。

また、申立期間当時の船舶Bの漁労長は、「申立人が船舶Bに乗船したのは昭和 49 年の1回だけであり、申立期間においては乗船していなかった。」と証言している。

さらに、申立人が所持する船員手帳には、申立期間における雇入れ及び雇止めの記載は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月 26 日から 40 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 37 年から 48 年 8 月まで A 社に勤務したが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、加入期間は 37 年 10 月 1 日から 39 年 10 月 26 日までの期間及び 40 年 6 月 1 日から 48 年 8 月 21 日までの期間であり、申立期間は未加入との回答であった。

申立期間も継続して勤務していたはずであるので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚 1 人の証言により、申立人が申立期間においても継続して A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が同僚として挙げた 3 人の従業員のうち 2 人についても、申立期間とおおむね一致する期間が未加入となっている。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間に前後する期間の被保険者数は 7 人から 9 人であるが、申立期間における被保険者数は 3 人と大幅に減少しており、このうち 2 人は取締役であり、当該期間において厚生年金保険に加入していた従業員は 1 人のみであったことから判断すると、申立期間当時、当該事業所では大多数の従業員について厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

さらに、当該事業所は既に解散しており、関係資料は保管されていない上、当時の代表取締役も死亡しているため、申立期間における申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②及び③について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月から同年 11 月まで
② 昭和 29 年から 31 年まで
③ 昭和 37 年から 38 年まで

私は、昭和 28 年 4 月から同年 11 月まで、前任者であった叔母の代わりに、A 市にあった B 社の C 事業所に勤務した。

また、昭和 29 年から 31 年まで、D 市にあった E 事業所の専務が所有する船舶に機関員として乗り、37 年から 38 年まで、F 事業所が所有する「G」という船舶に機関員として乗っていた。

自分の年金記録を確認したところ、それぞれの期間が未加入期間となっていたので、申立期間を厚生年金保険及び船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が前任者として挙げている叔母は、「B 社では厚生年金保険に加入しなかった。」と証言しており、オンライン記録において、その叔母が当該事業所で厚生年金保険に加入した記録は無い。

また、申立期間①において、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった 5 人に照会したところ、4 人から回答があったが、申立人のことを知っているとは回答している者はおらず、申立人の申立期間①における勤務実態を確認することができない。

さらに、上記の回答者のうち 1 人は、「C 事業所は 4 月から 11 月ま

で稼働しており、その期間は周辺の地区で募集した期間従業員を雇用し、100人ほどの従業員が勤務していた。」と証言しているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間において厚生年金保険被保険者となっていた者は14人しかいないことが確認でき、当該事業所の稼働期間に当たる申立期間①当時は従業員全員が厚生年金保険に加入していたわけではなかったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、D市にあったとされる「E」という名称の事業所に係る商業登記簿が確認できず、申立人が勤務していた事業所を特定することができない。

また、申立人は乗っていた船舶について、「E事業所の専務が所有していた。」と述べているところ、申立人には当該専務の氏名や乗っていた船名の記憶が無く、船員保険の適用船舶所有者を特定することができない上、「E事業所」についても船員保険の適用船舶所有者であったとの確認ができない。

さらに、申立人は船員手帳を所持しておらず、乗船していた時期や当該船舶における勤務実態を確認することができない。

申立期間③について、申立人が乗船していたとする「船舶G」の申立期間における船舶所有者は、日本船名録及び船舶原簿により「H事業所」であったと考えられ、同事業所は申立期間③において船員保険の適用を受けていることが確認できる。

しかしながら、申立期間③において、「H事業所」で船員保険被保険者となっていた者のうち、機関員であったと考えられる9人に照会したところ5人から回答があり、そのうち、「船舶Gに乗船していた。」とした者は4人であったが、申立人のことを知っているとは回答している者はおらず、申立人の申立期間③における勤務実態を確認することができない。

また、「H事業所」は昭和52年に解散しており、当時の事業主も既に死亡しているため、申立期間③当時の状況について確認することができない。

さらに、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間③において申立人の氏名は見当たらず、被保険者証の記号番号に欠番も無い。

加えて、申立人は船員手帳を所持しておらず、当該船舶に乗っていた

時期や申立期間③における勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②及び③における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間②及び③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年ごろ

私は、昭和 34 年ごろ、A 県 B 地区にあった「C 事業所」で 6 か月ぐらい勤務した。

健康保険証は会社からもらっており、退職後は失業給付金をもらっていたことを記憶しているので、厚生年金保険料も一緒に給与から控除されていた。

しかし、自分の年金加入記録を確認したところ、この期間が未加入とされていることが分かった。C 事業所に勤務していたことは事実なので、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間前後において、A 県内で名称に「C 事業所」を含む事業所は、商業登記簿及び事業所整理記号払出簿により、5 事業所あったことが確認できる。

しかしながら、上記 5 事業所の関係者等へ照会したところ、申立人が述べている「B 地区」地区で事業を行っていたとする当該名称の事業所を確認することができず、申立人が勤務していた事業所を特定することができない。

また、上記 5 事業所のうち、申立期間前後において厚生年金保険の適用事業所であったのは 3 事業所であるが、各事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の番号に欠番も無い。

さらに、当該 3 事業所において厚生年金保険の被保険者であった 6 人に照会し、5 人から回答を得たが、申立人のことを知っているとは回答してい

る者はおらず、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

加えて、申立人が同僚として名前を挙げている者のオンライン記録を確認したところ、申立期間は未加入となっており、その者が「C事業所」で厚生年金保険に加入したとする記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年12月8日から37年8月1日まで

私は、A地区内のB事業所に居住し、C施設での仕事に就いていたが、厚生年金保険の加入記録について照会したところ、資格喪失日が昭和25年12月8日となっていた。

昭和25年12月以後も継続してB事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の兄によれば、申立人は、申立期間においてA地区にあったB事業所でC施設に勤務していたとしているが、C施設の労働者に係る人事記録を保管しているD事業所では申立人の人事記録は保管していないとしており、申立人の氏名がある厚生年金保険手帳番号払出簿における被保険者に照会を行ったところ4名から回答があったが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務実態について確認することができない。

また、C施設の労働者に係る厚生年金保険の記録を保管しているE事業所から提出された申立人の厚生年金資格確認票の記録は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿にある申立人の記録とおおむね一致しており、最後の資格喪失日は昭和25年12月8日となっていることが確認できる。

さらに、申立人の兄によれば、申立人は高齢のため申立期間当時の記憶は無いとしていることから当時の状況を聴取することができず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から 50 年 8 月 27 日まで
平成 20 年 6 月以前に古い書類を整理した際、A事業所での厚生年金保険被保険者の記録を示す書類が出てきた。

その書類は無くしてしまったが、私がA事業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者の記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できるが、勤務時期を特定できる証言を得ることはできなかった。

また、申立人は、昭和 49 年 4 月 1 日から 50 年 8 月 27 日までA事業所において厚生年金保険の被保険者であったと主張しているが、申立人に係る雇用保険の記録によれば、同事業所で雇用保険に加入していたのは 48 年 4 月 26 日から同年 7 月 31 日までの期間であり、同年 8 月 1 日から 51 年 6 月 25 日までの期間はB事業所で加入していたことが確認でき、申立人は、A事業所を退職後、ほとんど間を空けずにB事業所に勤務したとしていることから、雇用保険の加入記録と申立人が述べていることは符合している。

さらに、A事業所の代表取締役は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 49 年 4 月 1 日であるとしており、オンライン記録においても同日が新規適用年月日となっていることから、申立人が当該事業所において雇用保険の被保険者であった 48 年 4 月 26 日から同年 7 月 31 日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認でき、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった者に照会を行ったところ、4名から回答があり、そのうち2名は、49年3月以前は国

民年金に加入していたと証言している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 4 月 1 日から 19 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 18 年 1 月 9 日に A 地区にあった B 社(現在は、C 社)に入社したが、20 年 8 月 29 日に退社した。

社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の労働者年金保険の記録が無いとの回答があった。

当時の同僚は大半が死亡し、また給料明細書等証明できるものは無いが、勤務していたことは間違いないので申立期間を労働者年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同日に入社した同僚の証言から、申立人が申立期間において B 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C 社が保管する年金保険台帳によれば、申立人の当該事業所での被保険者資格取得日は昭和 18 年 1 月 9 日、資格喪失日は同年 4 月 1 日であることが確認でき、当該記録は、社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者名簿及びオンライン記録と一致している。

また、当該事業所の健康保険被保険者名簿によれば、申立人の当該事業所における被保険者資格の再取得日は、昭和 19 年 6 月 1 日であり、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人は、「B 社に入社したとき現場を経験するとのことで短期間現場で工員をしたが、その後は設計と労務管理事務の仕事をした。」と述べているところ、申立人と同様に 3 か月間の労働者年金保険の資格期間を有し昭和 18 年 4 月 1 日に資格を喪失している上記同僚は、「自分は、入社から 3 か月間は、会社の方針として現場を経験させるため工員をさせ

られた。その後設計の仕事をした。」と証言していることから、申立人の申立期間における勤務形態は、労働者年金保険の適用外の職種であったと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 17 年 6 月 27 日から 19 年 6 月 1 日まで

私は、A市にあったB社に入社し、昭和 15 年 12 月 1 日から 18 年 12 月 1 日まで同社設立の学校に在学した。卒業後は、同社C部署に配属になったが、20 年 8 月 23 日に退職した。

昭和 17 年 5 月から 20 年 8 月に退職するまで勤務したのに、申立期間の労働者年金保険の記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、労働者年金保険法の施行準備期間に該当するため、制度上被保険者期間には算入されない。

申立期間②については、社会保険事務所（当時）が保管する厚生年金保険被保険者台帳及び被保険者名簿によれば、申立人はB社において昭和 17 年 6 月 27 日に資格を喪失し、同社において 19 年 6 月 1 日に資格を再取得していることが確認できる。

また、申立人がB社設立の学校と一緒に在学し同僚だったとする6人について被保険者名簿を調査したところ、全員が申立人と同日に資格を喪失していることが確認できる上、そのうちの4人については、B社において申立人と同日に資格を再取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、「昭和 18 年 12 月 1 日まではB社設立の学校に在学し、卒業後の仕事はC部署に配属になったが、いずれも肉体労働ではなかった。」と述べており、申立人の申立期間②当時の職種は、労働者年金保険の適用外の職種であったと考えられる。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る労働者年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1398 (事案 424 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月1日から同年11月1日まで

A社には、前職の当時の上司の紹介で昭和29年5月から正社員として勤務することになった。その後、当該事業所は他の事業所と合併しB社になったが、引き続き勤務した。

採用当初から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、再申立てであり、当委員会は、複数の元同僚及び申立人の妻からA社での見習期間についての証言があったこと、また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日である昭和29年10月31日以前に申立人の氏名は見当たらないことなどを主な判断理由として、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできないと決定し、同決定に基づき申立人に対して平成21年1月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人の妻は、「主人は最初から正社員であり、見習期間があったとは言っていない。採用当初から厚生年金保険料が控除されていた。」と主張しているが、新たに提出できる資料は無いとしている。

また、申立人の雇用保険の加入記録は、昭和29年11月1日からとなっており、当該事業所での厚生年金保険の資格取得日と一致している。

さらに、申立人の妻は、今回同僚として4人の氏名を挙げているが、そ

のうち3人は既に亡くなっており証言を得ることはできず、残り1人の証言については、当委員会において既に審議済みである。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。